

空気銃（空気けん銃を除く。）の所持許可

猟銃等講習会（初心者講習）の受講

（追加銃の申請で有効な講習修了証明書がある場合は不要）

- ※ 受講の申込み（警察署）
- ※ 初心者講習を受講（合格） → 講習修了証明書の交付（3年間有効）

*警察署は住所地を管轄する警察署

所持許可申請

- ※ 空気銃の所持許可を申請（警察署）

許可証の交付

- ※ 審査 → 猟銃・空気銃所持許可証の交付（許可の日から3回目の誕生日まで有効）
- ※ 空気銃の譲受け（許可後3月以内）

確認

- ※ 警察署に空気銃及び許可証を持参し、確認を受ける（空気銃入手後14日以内）
- ※ 許可証に確認年月日を記入（警察署）